

令和4年1月13日

# 総務委員会資料

## 報告事項

1. 新型コロナウイルス感染症への対応について  
(防災危機管理課)・・・・・・・・P1

防 災 部



新型コロナウイルス感染症への対応について  
新型コロナウイルス感染症対策に係る国・県の対応経過

日付	国	島根県
12月27日(月)		県内感染者確認(7名、出雲市、計1,740名)
12月28日(火)		県内感染者確認(7名、出雲市、計1,747名)
12月29日(水)		県内感染者確認(6名、出雲市、計1,753名)
12月30日(木)		<p>県内感染者確認(3名、出雲市、計1,756名)</p> <p><b>第54回対策本部会議</b></p> <p>知事指示事項 (県民向け)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・出雲市内において、不特定の方が利用する2店舗を含む、4つの飲食店に関連して、オミクロン株の感染者を含む集団感染が確認され、うち、2店舗については、顧客名簿等で特定できない利用者がいるため、事業者の同意を得て、店名を公表</li> <li>・2店舗を利用された方に、県の健康相談コールセンターに連絡するよう要請</li> <li>・感染した方やその関係者などに対する、インターネットやSNS上などでの誹謗中傷、うわさ話などは厳に慎み、県や市町村などの公的機関が発信する情報に基づき、人権に配慮した冷静な行動をとること等を要請</li> </ul>
12月31日(金)		<p>県内感染者確認</p> <p>(5名、出雲市・雲南市、計1,761名)</p>
1月1日(土)		<p>県内感染者確認(4名、雲南市、計1,765名)</p>
1月2日(日)		<p>県内感染者確認</p> <p>(3名、出雲市・雲南市、計1,768名)</p>
1月3日(月)		<p>県内感染者確認</p> <p>(6名、松江市・出雲市・雲南市・県外、計1,774名)</p>
1月4日(火)		<p>県内感染者確認</p> <p>(6名、出雲市・大田市・西ノ島町・県外、計1,780名)</p>

日付	国	島根県
1月5日(水)		<p>県内感染者確認  (20名、松江市・浜田市・出雲市・益田市・大田市・安来市・川本町・西ノ島町・隠岐の島町・県外、計1,800名)</p>
1月6日(木)		<p>県内感染者確認  (22名、松江市・浜田市・出雲市・雲南市・津和野町・西ノ島町・県外、計1,822名)</p>
1月7日(金)		<p>県内感染者確認  (40名、松江市・浜田市・出雲市・安来市・江津市・県外、計1,862名)</p> <p><b>第55回対策本部会議</b>  知事指示事項  (県民向け)  <b>(飲食店等の利用)</b>  ・アルコールを伴う飲食については、飲食の際の人数を、8人以下とすること、また、時間については、複数の店舗を利用する場合も含めて、合計で2時間を限度とすること等を要請</p>
	<p><b>まん延防止等重点措置に関する公示</b>  (重点措置実施区域及び期間)  ・広島県、山口県、沖縄県  1月9日から1月31日まで  <b>基本的対処方針の変更</b></p>	
1月8日(土)		<p>県内感染者確認  (35名、松江市・浜田市・出雲市・益田市・県外、計1,897名)</p> <p><b>第56回対策本部会議(書面開催)</b>  決定事項  (県民向け)  ・まん延防止等重点措置を実施すべき区域である、広島県広島市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、大竹市、東広島市、廿日市市、江田島市、府中町、海田町、坂町、山口県岩国市、和木町及び沖縄県との不要不急の移動は、行き先の都道府県の要請を確認の上、極力控えること</p>

日付	国	島根県
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ただし、やむを得ない仕事や、通勤・通学、受験、転勤、就職活動、葬儀・法要、看病・介護、通院、生活必需品の買い物などでの移動は、発熱等の症状がある場合を除き、控えて頂く必要はないこと等を要請</li> </ul>
1月9日(日)		<p>県内感染者確認 (31名、松江市・浜田市・出雲市・益田市・津和野町・西ノ島町、計1,928名)</p>
1月10日(月)		<p>県内感染者確認 (36名、松江市・浜田市・出雲市・益田市・安来市・江津市・県外、計1,964名)</p>
1月11日(火)		<p>県内感染者確認 (34名、松江市・浜田市・出雲市・益田市・江津市・邑南町・津和野町・西ノ島町・県外、計1,998名)</p>
1月12日(水)		<p><b>第57回対策本部会議</b> 知事指示事項 (県民向け) 県内や全国の感染状況と基本的対処方針を踏まえ、以下のとおり要請</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・要請の期間は、令和4年1月13日から1月31日までとする</li> </ul> <p><b>(都道府県をまたぐ移動)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・鳥取県を除く他の都道府県との不要不急の移動は、行き先の都道府県の要請を確認の上、極力控えること</li> <li>・ただし、やむを得ない仕事や、通勤・通学、受験、転勤、就職活動、葬儀・法要、看病・介護、通院、生活必需品の買い物などでの移動は、発熱等の症状がある場合を除き、控えて頂く必要はないが、「三つの密」の回避を含め基本的な感染防止対策を徹底すること</li> </ul> <p><b>(基本的な感染対策の徹底)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職場や家庭での感染を防ぐため、引き続き、「三つの密」の回避、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指衛生」、「換気」など、基本的な感染対策に取り組むとともに、特に職場での「居場所の切り替わり」(休憩室、更衣室、喫煙室等)に注意すること</li> </ul>

日付	国	島根県
		<p><b>(家庭や職場等での健康管理)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発熱や風邪等の症状がある方は、仕事や学校を休み、外出を控え、すみやかに、かかりつけ医、又はしまね新型コロナウイルス感染症「健康相談コールセンター」に連絡のうえ、医療機関を受診すること</li> <li>・児童・生徒の保護者の方も、こうした対応を徹底すること</li> <li>・各職場においても、職員の体調がすぐれない場合は、すみやかに医療機関への受診を促すなど、健康管理を徹底すること</li> </ul> <p><b>(飲食店等の利用)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各店舗において感染防止対策を徹底し、県民の皆様は、そうした店舗を利用することを前提として、アルコールを伴う飲食については、 <ul style="list-style-type: none"> <li>①飲食の際の人数を、8人以下とすること</li> <li>②時間については、複数の店舗を利用する場合も含めて、合計で2時間を限度とすること</li> <li>③県外の方とのアルコールを伴う飲食は、県内でも県外でも、控えること、ただし、鳥取県と、生活圏域（通勤・買い物等）に属する広島県・山口県の一部の地域の方との飲食については、控える必要はないこと</li> </ul> </li> <li>・なお、「接待を伴う飲食店」を含め、カラオケの利用が可能な店舗等では、マスクの着用やマイク、リモコン等の消毒、歌唱にあたっては十分な距離を確保すること</li> </ul> <p><b>(無料検査の対象拡大)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・感染に不安を感じる無症状の方は、検査を受けること（特措法第24条第9項に基づく要請）</li> </ul> <p><b>(業種別のガイドライン遵守)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・感染防止のため、各業界団体が主体となり、業種ごとに実施すべき基本的事項を整理した業種別ガイドラインを遵守すること（特措法第24条第9項に基づく要請）</li> </ul> <p><b>(イベント等開催の目安)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・島根県の対応（令和3年11月25日島根県対策本部決定）に示す要件に沿って開催すること（特措法第24条第9項に基づく要請）</li> </ul>

日付	国	島根県
		<p><b>(接触確認アプリの活用)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>厚生労働省が提供している接触確認アプリ（COCA）を、感染拡大防止のため、積極的にインストールし、活用すること</li> </ul> <p><b>(事業所での接触低減の取組)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事業所においては、在宅勤務（テレワーク）、時差出勤、自転車通勤など、人との接触を低減する取組を行うこと</li> </ul> <p><b>(誹謗中傷や差別の防止)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>感染した方やその関係者などに対する、インターネットやSNS上などでの誹謗中傷、うわさ話などは厳に慎み、県や市町村などの公的機関が発信する情報に基づき、人権に配慮した冷静な行動をとること</li> <li>また、ワクチンを接種できない方を含め、ワクチンを接種していない方に対して、誹謗中傷や不当な差別をしないこと</li> </ul>